

四国中央市川之江地区整備計画推進会議要綱

平成 26 年 7 月 17 日

告示第 126 号

(設置)

第 1 条 川之江地区まちづくり実施計画に基づく川之江地区都市再生整備計画（以下「整備計画」という。）の策定及び整備計画に掲げる事業の実施について検討するため、四国中央市川之江地区整備計画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 整備計画の策定に関する事項
- (2) 整備計画に掲げる事業の実施に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

(組織)

第 3 条 推進会議の委員（以下「委員」という。）の定数は、15 人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 川之江地区（四国中央市立小学校及び中学校の学区に関する規則（平成 16 年四国中央市教育委員会規則第 9 号）別表第 1 川之江小学校区の項で定める区域をいう。以下同じ。）で活動する各種団体等の代表者又は当該各種団体等から推薦された者
- (2) 商工団体等の関係者
- (3) 市内に居住する者で川之江地区のまちづくりに関心がある者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、前条第 2 項の規定による委嘱の日から第 2 条に規定する所掌事務が終了する日までとする。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 推進会議に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 推進会議は、必要に応じて会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 推進会議の庶務は、川之江地区まちづくり事業担当課において処理する。

(その他)

第 8 条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(四国中央市川之江地区まちづくり推進会議要綱の廃止)

2 四国中央市川之江地区まちづくり推進会議要綱（平成 25 年四国中央市告示第 133 号）は、廃止する。

(招集の特例)

3 第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、この告示の施行の日以後最初に開かれる会議は、市長が招集する。